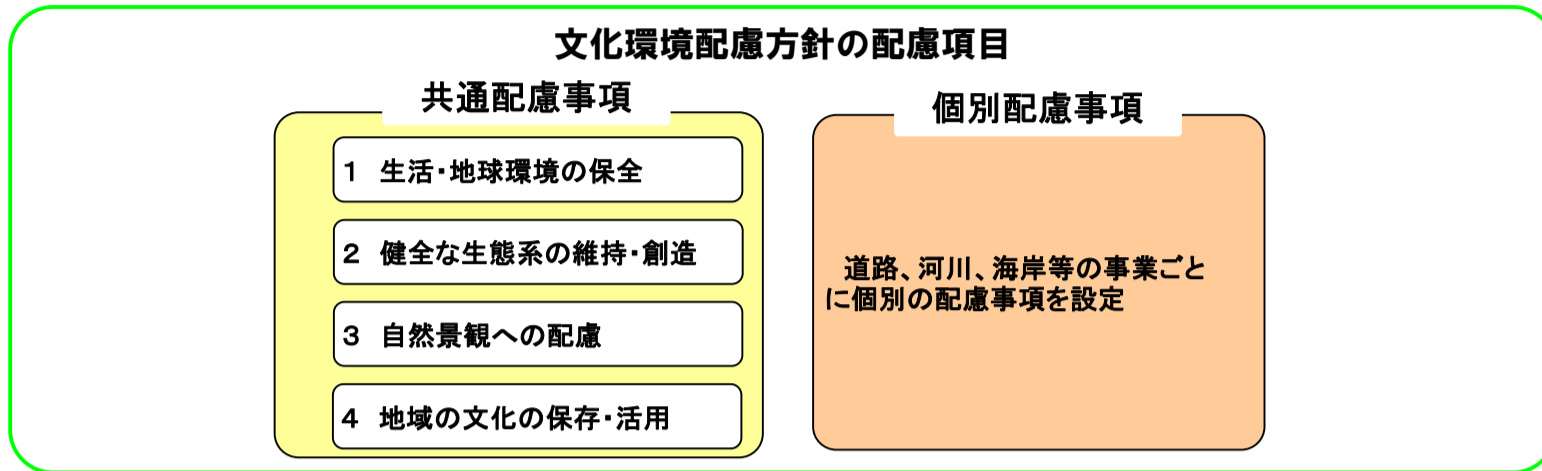


平成30年度 文化環境評価システムの取組結果について

1 文化環境評価システムとは

県が公共事業等のハード事業を行う際に、「文化環境配慮方針(共通・個別配慮事項)」に基づき、環境負荷の軽減と地域文化の保存・活用を継続的に
行う全庁的なシステムとして平成11年4月1日から実施しています。
事業費が一定規模以上の対象工事について、工事発注前に検討会を行い、より効果のある環境配慮を検討し、工事後は実施できた環境配慮について
情報発信・情報共有に努めていく取組を行っています。



2 平成30年度完了事業一覧 (前年度以前からの繰越工事含む)

事業	検討年度	工事名
海岸	H30	宇佐漁港海岸(宇佐中央地区)高潮対策工事
海岸	H30	高知港海岸(新田町地区)高潮対策工事
用排水施設	H30	窪川地区地域ため池総合整備上谷池堤体工事
ほ場	H30	三里地区経営体育成基盤整備ほ場整備工事
ほ場	H30	利岡地区経営体育成基盤整備ほ場整備工事

3 具体的な施工事例について (抜粋)

海岸事業	土佐市宇佐町宇佐
<p>■宇佐漁港海岸(宇佐中央地区)高潮対策工事</p> <p>【事業概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防潮堤 L=81.9m 鋼管杭工 N=64本 上部コンクリート L=21.2m ・履行期間: H30.3~H30.12 <p>当該工事区域は住家が近接していることから、施工機械を防音シートで囲み、周辺への騒音の影響を低減した。</p> <p>【主な環境配慮】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音・振動・水質汚濁等の防止対策徹底 	<div style="text-align: center;">  </div> <p>【騒音・振動・水質汚濁等の防止対策徹底】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工機械の周囲を防音シートで囲み、周辺への騒音の影響を低減する。

用排水施設事業

高岡郡津野町高野 ~ 栲原町神在居

窪川地区地域ため池総合整備上谷池堤体工事

【工事概要】

- ・堤体工事 1式
- 堤体土工 1式
- 取水施設 1式(底樋)
- ・工期:H30.10~H31.3

工事箇所付近の動植物の保全、ため池下流の環境保全を目的とする。

工事の施工範囲について必要最小限の地形改変とし、騒音対策・濁水流出対策を行う。

【主な環境配慮】

- ・必要最小限の地形改変
- ・騒音・振動・水質汚濁等の防止対策徹底



【必要最小限の地形改変】

・旧堤体土の掘削、改修計画において、地形状態を考慮し、必要最小限の施工範囲に留めた。

【騒音・振動・水質汚濁等の防止対策徹底】

・仮締め切り工を設置し、下流への濁水の流出を防止した。

ほ場事業

四万十市 入田

三里地区経営体育成基盤整備ほ場整備工事

【工事概要】

- ・区画整理 A=4.9ha
- ・工期:H30.8~H31.3

H28年度高知県農業農村整備事業環境情報協議会により、本地区の工事に際しての配慮方針が以下のとおり示されている。

- ①植物重要種が生育する水田の「表土扱い」を別とし、埋土種子保全に留意する。
- ②水路の設置にあたっては、両性類が転落しても這い出せるような構造を検討する。
- ③水路内には泥が堆積するような水溜りを形成させ、水生生物の生息場所の創出も検討する。

環境配慮方針検討過程では、学識経験者や地域住民との意見交換により環境に関する情報収集を行った。

【主な環境配慮】

- ・多様な生態系の維持・創造
- ・生態系に配慮した工法等の工夫



【多様な生態系の維持・創造】

・植物重要種が生育する表土は、移動を極力制限し生育地及び種子の保全に努めた。

【生態系に配慮した工法等の工夫】

・排水路へ転落した小動物が脱出できるような構造による水路整備を行った。